

「会社法研究会報告書」の概要

法制委員会 副委員長 平田 和夫 (56期)

副委員長 山崎 岳人 (64期)

1 本報告が公表された経緯

平成29年2月9日に開催された法制審議会総会において、会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する諮問が法務大臣よりなされた（諮問104号）。

これに先立つ平成28年1月、平成26年に成立した会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号。以下「平成26年改正法」という）の施行から約1年半が経過したことを踏まえ、公益社団法人商事法務研究会に会社法研究会（以下「研究会」という）が設置された。

研究会では全14回の会合が開催され、検討の結果を取りまとめた「会社法研究会報告書」が、旬刊商事法務2129号4頁以下で公表された（以下「本報告*1」という）。

研究会は、座長に神田秀樹学習院大学教授、委員に会社法研究者、実務家、法務省職員等を迎え開催されており、本報告は、今後の法制審議会での議論に事実上影響を与えるものと位置付けられる。

2 本報告の概要

本報告の大目次は8つに区分けされている（表1参照）。主なテーマは企業統治の在り方の見直しであり、株式が分散所有された会社（主に上場会社）が念頭に置かれている。以下では、取締役・取締役会、株主総会、その他の3つに区分し、解説したい。

表1

本報告の大目次

- 第1 株主総会資料の電子提供
- 第2 株主提案権の濫用的な行使の制限
- 第3 取締役会の決議事項
- 第4 取締役の報酬
- 第5 役員の責任
- 第6 社債
- 第7 責任追及等の訴え
- 第8 社外取締役

3 取締役・取締役会

(1) 社外取締役

社外取締役については平成26年改正法で要件等の見直しがなされたが、監査役設置会社における選任義務付けについては、上場規則やコーポレートガバナンス・コードで対応することとされ、会社法の改正は見送られたものの、次の改正の宿題とされた（平成26年改正法附則25条を参照）。

研究会では、東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率が95.8%（平成28年度）になった事実等を踏まえ、一律の選任義務付けについて賛否双方の意見があった。

本報告では、社外取締役の選任義務付け等について、引き続き検討することとされた。

(2) 取締役会の決議事項

研究会では、監査役設置会社の取締役会の決議事項を限定することの適否等について議論がなされた。

モニタリング・モデルによる場合、取締役会の決議事項は、基本的な経営方針や、内部統制の在り方、業務執行者の選任及び解任、報酬といった事項に限定するほうがよいとされる。他方で、平成26年改正法では、従来型から委員会型に移行しやすいようにするため監査等委員会設置会社制度が設けられており、統治機構としてモニタリング・モデルを採用するために、監査役設置会社の取締役会の決議事項を限定する必要は必ずしもない。

本報告では、取締役会決議事項の規律見直しの要否や、見直す場合の新たな規律の在り方については、引き続きの検討事項とされた。

(3) 取締役の報酬

研究会では、インセンティブ報酬を付与する場合の

* 1：「会社法研究会報告書」は、公益社団法人商事法務研究会・会社法研究会のウェブサイト（<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/corporatelaw>）にも掲載されている。

手続や開示に関する規律の見直し等について検討がなされた。

取締役の報酬は、単なる職務執行の対価ではなく、適切に職務を執行させるための動機付けの手段であるとの考え方があり、実務においてもインセンティブ報酬を導入する会社は増加傾向にある。株式が分散所有された会社では、株主の業務執行者に対するモニタリングは不足しがちであり、報酬と成果はある程度連動させたほうがよい。

他方で、現行法の取締役報酬の規制はお手盛りの弊害防止の観点からなされているが、運用が緩やかだという批判がなされており、研究会では、現行法の規律の見直しも検討された。

本報告では、現行法の規律の見直しと併せて、インセンティブ報酬を付与する場合の手続や開示に関する規律について見直しをするよう引き続き検討すべきであるとされた。

(4) 役員責任（会社補償・D&O保険）

役員責任は、会社補償とD&O保険について検討がなされた。会社補償とは、役員が損害賠償責任を追及された場合に、会社が当該損害賠償責任額や争訟費用を補償することである。D&O保険（会社役員賠償責任保険。Directors' and Officers' Liability Insuranceの略）とは、保険契約者である会社と保険者である保険会社の契約により、被保険者とされている役員等の行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補する保険である。

いずれも現行法において一定の要件を満たせば可能であるとの解釈があるが、過大な補償は、役員損害賠償責任の違法行為抑止機能を損なうため、企業統治上問題となる。

本報告では、会社補償及びD&O保険については、いずれも、引き続きの検討事項とされた。

4 株主総会

株主総会については、主に、以下の2点について検討がなされた。

(1) 新たな株主総会資料の電子提供制度の導入

研究会では、新たな電子提供制度を導入する方向で検討が進められた。本報告では、情報掲載ウェブサイトのURLの書面による通知（アクセス通知）に関する規律や、デジタルデバイドの問題を抱えた株主の利益確保のための書面請求権に関する規律等について、具体的な制度設計を含んだ報告がなされた。

(2) 株主提案権の濫用的な行使の制限

研究会では、株主提案権の濫用的な行使事例を踏まえ、提案することができる議案の数の制限と、不適切な内容の提案の制限について検討がなされたが、正当な株主提案権の行使が制限されるおそれもあり、本報告では引き続き検討することとされた。

5 その他

研究会では、新たな社債管理制度（社債管理者を設置することを要しない社債について、会社が社債権者のために第三者に対し当該第三者との間の契約により一定の権限を付与し社債管理業務を委託することができる制度）の導入、役員等に対する責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に会社が当事者として参加する場合の規律等についても検討がなされており、本報告では引き続きの検討事項とされている。

6 おわり

コーポレートガバナンスの改善には不断の努力が不可欠であるが、他方で、会社法は、経済を支える基本的な仕組みである会社を規律する法律であり、その見直しには一定の慎重さが求められる。本稿が本報告を一読していただく契機になれば幸いである。